

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

子育て世代向け市民意識調査支援業務委託

2 履行期限

契約締結した日から令和7年11月30日まで

なお、業務内容別の履行期限については個別に指定した期限による

3 履行場所

こども青少年局企画調整課

受託者社内及びその他委託者の指定する場所

4 業務目的

令和7年3月策定予定の「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」において、本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標や方向性を定めます。

市町村こども計画としても位置づけを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画 2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、新たに2つの重点テーマを設定します。

2つの重点テーマのうち、重点テーマⅡ「子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す」で設定した、7つのアウトカム指標の進捗等を把握するため、子育て世代向け市民意識調査を実施します。また、7つのアウトカム指標にこども青少年局の施策・事業を分類し、市民意識調査結果と併せて各指標内での施策・事業の寄与度を把握することで、子育て世代により効果的な施策展開を行えるように活用します。

5 業務管理体制

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

また、本件を担当するものを含めた打合せを適宜設定すること。

(2) 全体のスケジュール管理

統括担当は契約後すみやかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。

(3) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者からの求めがあった際には、すみやかに報告できるようにすること。

6 業務内容

(1) こども青少年局事業を7つのアウトカム指標へ分類化

令和7年度こども青少年局事業計画書（別紙3）を「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの重点テーマⅡで設定予定の7つのアウトカム指標に分類する。分類に必要な項目は、以下のとおりとする。分類に必要な項目のうち、細事業詳細情報（事業抜粋版）（別紙4）については、参加意向申出書の提出があり、提案資格があることが確認できた事業者（提案資格確認結果通知書にて通知）に全事業一覧（一部黒塗版）を提供する。

<7つのアウトカム指標>

指標番号	項目
1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されている
2	子育ての困りごとがいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されている
3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されている
4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持っている
5	こどもの「預けやすさ」が実感できている
6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができている
7	「小1の壁」が打破されている

<分類項目>

資料名	項目名
事業計画書（別紙3）	事業名称
	作成課
細事業詳細情報（事業抜粋版）（別紙4）	細事業名称
	細事業費（千円）
	細事業事業量（タイトル）（単位）（想定：令和4年～6年度）
	細事業事業量（タイトル）（単位）（実績：令和4年度、5年度）
	細事業事業量の達成率及び伸び率（令和4年度、5年度）

(2) (1) で分類した7つのアウトカム指標をさらに細分化

(1) で7つのアウトカム指標毎に分類した事業を、提案者が考える横浜市の現状に合った分類にさらに細分化し、提案すること。また、細分化の考え方も併せて説明すること。

(3) (2) で細分化した項目を含む調査の質問項目設定

昨年度実施したアンケート調査内容（別紙5）をもとに、細分化した項目を含めた調査の質問項目を委託者と協議のうえ設定すること。市民の負担感や回答率の向上を考慮し、7つのアウトカム指標に対して各2問程度、その他の項目として3～5問程度の質問を想定しているが、事業者の提案によりこの限りではない。

(4) 委託者により実施した調査結果の分析

7月に委託者が実施予定の調査結果の分析を行う。以下の項目は必須とし、その他分析について、事業者から提案すること。

- ①単純集計（全市版、各区版）
- ②クロス集計（全市版、各区版）
- ③自由意見欄を（2）で細分化した項目に分類
- ④7つの指標ごとの寄与度分析（6(1)で入力した達成度、伸び率等も用いて検討すること）
- ⑤7つの指標ごとの強み、弱みの分析

7 実施スケジュール（予定）

時期	委託者	受託者
令和7年4月下旬～5月中旬	受託者提出物確認	6（1）作業
5月中旬～6月上旬	受託者提出物確認	6（2）作業
6月上旬～6月下旬	受託者提出物確認	6（3）作業
7月上旬～7月中旬	市民意識調査実施	6（4）④寄与度分析の準備
7月中旬～8月上旬	（速報）調査結果分析	（速報）調査結果分析
8月上旬～11月末	（詳細）調査結果分析	（詳細）調査結果分析

※詳細スケジュールについては、受託事業者と調整しながら決定

8 委託料の支払

委託者は、契約期間満了後、受託者からの請求に基づき、委託料を一括して支払うものとする。

9 納入成果物

次の資料を納品すること。ただし、作業実施計画書は契約締結後、時期までに納入し、委託者の承諾を得ること。

納品物は電子ファイル（MS-Office 等編集可能な形式ファイル等）を納入する。以下の納入物以外のドキュメントまたは異なる内容で納入する場合は、委託者と受託者間で協議するものとする。

10 著作権の処理

- (1) 本件委託にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は委託者に帰属し、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 本件に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、事前の受託者からの承諾なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

11 個人情報の保護

本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

本契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏えいすることを禁止する。

14 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

15 一般事項

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務で知り得た情報については、「委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。
- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは、打合せを行う。
- (5) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。